

F-3 プログラム管理者の定めるウェブサイトにおける公開情報 <sup>18</sup>					
情報提供項目		記述欄	該当箇所		
(1) 全般	取組名称	PaperLab A-8000Zの原材料調達、製造、流通、使用、廃棄に伴って排出されるCO2排出量に関するオフセット	表紙		
	認証取得者名	セイコーエプソン株式会社	A-1		
	取組の概要 A-6項目にある一覧表も添付すること。	PaperLab A-8000Zの出荷から廃棄までに関するCO2排出量に関するオフセット		A-6	
		No.	製品・サービス名		グリーン購入法の特定調達物品等への適合 <sup>19</sup>
		1	PaperLab A-8000Z		<input checked="" type="checkbox"/> (申請中)
	適用したカーボン・オフセット第三者認証基準のバージョン	カーボン・オフセット認証申請書Ver.1.1		A-6	
	認証有効期間	認証日~12ヶ月		A-7	
	オフセット主体 <sup>※1</sup>	申請者		A-8	
オフセットラベルの用途	申請者作成・配布パンフレット、配布チラシ、申請者ウェブサイト、申請者の提供する製品・サービス		F-2		
(2) 排出量の認識	認証対象活動	PaperLab A-8000Z	B-1		
	認証対象取組内の温室効果ガス排出活動	原料調達、生産・流通、使用、廃棄	B-1		
	算定対象範囲	原料調達-生産-流通-使用-廃棄	B-2		
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書名等）	算定方法としては製品のライフサイクル全般の排出量を算出している	B-3 B-4		
	算定排出量	98.00t-CO2/年	B-5 D-1		
(3) 排出削減	認証対象取組内の温室効果ガス排出削減の取組	本体、消耗品製造工程における再生可能エネルギー発電の導入 消耗品カートリッジ等の回収、再充填	C-1		
	消費者等又は寄付参加者への削減を促す取組 <sup>※2</sup>		C-2		
	認証対象取組外の温室効果ガス排出削減の取組	全拠点への再生可能エネルギー発電導入 製品の省電力化	C-3		
(4) 埋め	無効化量、又は算定排出量に対するオフセッ	100%	D-2		
			D-3		

<sup>18</sup> F-3の全ての情報は、プログラム管理者の定めるウェブサイト(URL: <https://www.jcos.co/>)にて公開されますので、公開可能な情報のみを記入してください。

<sup>19</sup> 特定調達物品等への適合の有無は、カーボン・オフセット第三者認証基準の定める要求事項ではありませんが、国等の公的機関におけるグリーン調達の推進のための参考として情報提供のご協力をお願いします。

合わせ	ト比率			
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類	J-クレジット	D-4	
	クレジットのプロジェクト名（プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）	KC1333 ハクサン染工株式会社本社工場におけるボイラー更新事業 日本：石川県金沢市	D-4	
	クレジットのプロジェクトタイプ（風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）	省エネ	D-4	
	クレジットの無効化（予定）日・無効化方法	2022年 3月 25日（予定） J-クレジット登録簿の無効化口座へ移転 （無効化量： 98t-CO2 ）	D-5	
(5) その他必要事項 ※3	製品・サービス、又は会議・イベントのチケット等の販売価格	上乗せなし	—	
	消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無	上乗せなし	—	
	その他支払いに関する事項（申込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）	なし	—	
	販売事業者情報	販売事業者名	セイコーエプソン株式会社	—
		運営統括責任者名	代表取締役社長 小川 恭範	—
連絡先（所在地、電話番号、e-mail）		広丘事業所 〒399-0785 長野県塩尻市広丘原新田80 電話：0263-52-2552(代)	—	
ウェブサイトリンク先		<a href="https://www.epson.jp/company/jigyosho.htm?fwlink=meganav">https://www.epson.jp/company/jigyosho.htm?fwlink=meganav</a>	—	

※1 複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること（ダブルカウント）を防止するため、オフセット主体ごとに帰属するオフセット量を明確にすること。

※2 クレジット付きオフセット認証における消費者等及び寄付型オフセット認証における参加者等に対して、温室効果ガス排出削減を促す取組を行うこと。

※3 景品表示法、特定商取引法及び消費者契約法の対象となるものについては必須（例えば、インターネット等の通信販売や店頭販売を行う場合）。